

○厚生労働省告示第二百六十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの及びミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもののうちアンチモン、ヒ素、マンガン、亜硝酸性窒素及びホウ素の成分規格については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成三十年七月十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

第1 食品

A～C (略)

D 各条

○ 清涼飲料水

1 清涼飲料水の成分規格

(1) (略)

(2) 個別規格

1. ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの

a 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第1欄	第2欄
(削る)	
<u>アンチモン</u>	<u>0.005mg/1以下であること。</u>
(略)	
ヒ素	<u>0.01mg/1以下であること。</u>
マンガン	<u>0.4mg/1以下であること。</u>
(略)	

第1 食品

A～C (略)

D 各条

○ 清涼飲料水

1 清涼飲料水の成分規格

(1) (略)

(2) 個別規格

1. ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの

a 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第1欄	第2欄
<u>亜鉛</u>	<u>5mg/1以下であること。</u>
(新設)	
(略)	
ヒ素	<u>0.05mg/1以下であること。</u>
マンガン	<u>2mg/1以下であること。</u>
(略)	

シアン（シアンイオン及び塩化シアン）	（略）
亜硝酸性窒素	<u>0.04mg / 1 以下であること。</u>
（略）	
ホウ素	<u>5 mg / 1 以下であること。</u>

b （略）

2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの

次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第1欄	第2欄
（削る）	
アンチモン	<u>0.005mg / 1 以下であること。</u>
（略）	
ヒ素	<u>0.01mg / 1 以下であること。</u>
マンガン	<u>0.4mg / 1 以下であること。</u>
（略）	
臭素酸	（略）

シアン（シアンイオン及び塩化シアン）	（略）
（新設）	
（略）	
ホウ素	<u>ホウ酸として30mg / 1 以下であること。</u>

b （略）

2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの

次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第1欄	第2欄
亜鉛	<u>5 mg / 1 以下であること。</u>
（新設）	
（略）	
ヒ素	<u>0.05mg / 1 以下であること。</u>
マンガン	<u>2 mg / 1 以下であること。</u>
（略）	
臭素酸	（略）

亜硝酸性窒素	0.04mg / 1 以下であること。
(略)	
ホウ素	5 mg / 1 以下であること。
(略)	

3. (略)  
2 清涼飲料水の製造基準

- (1) (略)  
(2) 個別基準

1. ~ 3. (略)

4. ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料（果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを冷凍したものであつて、原料用果汁以外のものをいう。以下同じ。）及び原料用果汁以外の清涼飲料水

a 原料として用いる水は、水道水又は次のいずれかでなければならない。

① 1 清涼飲料水の成分規格の(2) 個別規格の1. のaに適合するもののうち、2 清涼飲料水の製造基準の(2) 個別基準の1. (f、h、i、j 及びkを除く。)又は2. に適合するもの。

② 1 清涼飲料水の成分規格の(2) 個別規格の2. 及び2 清涼飲料水の製造基準の(2) 個別基準の3. のaに適合するもの。

(新設)	
(略)	
ホウ素	ホウ酸として30mg / 1 以下であること。
(略)	

3. (略)  
2 清涼飲料水の製造基準

- (1) (略)  
(2) 個別基準

1. ~ 3. (略)

4. ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料（果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを冷凍したものであつて、原料用果汁以外のものをいう。以下同じ。）及び原料用果汁以外の清涼飲料水

a 原料として用いる水は、水道水又は次のいずれかでなければならない。

① 1 清涼飲料水の成分規格の(2) 個別規格の1. のaに適合し、かつ、鉄が0.3mg / 1以下、カルシウム、マグネシウム等（硬度）が300mg / 1以下であるもののうち、2 清涼飲料水の製造基準の(2) 個別基準の1. (f、h、i、j 及びkを除く。)又は2. に適合するもの。

② 1 清涼飲料水の成分規格の(2) 個別規格の2. 及び2 清涼飲料水の製造基準の(2) 個別基準の3. のaに適合するものであつて、かつ、鉄が0.3mg / 1以下、カルシウム、マグネシウム等（硬

b ~ e (略)  
5. ・ 6. (略)

度) が300mg/1以下であるもの。  
b ~ e (略)  
5. ・ 6. (略)